

議第 5 2 号

高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 9 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

勸奨に伴う退職手当の見直しを行うため改正しようとする。

高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

高山市職員の退職手当に関する条例（昭和36年高山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>32 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>32 (略)</p> <p><u>33 昭和55年4月1日以前に生まれた職員が、平成26年3月31日又は平成27年3月31日に、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合には、第5条第1項及び附則第17項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定による退職手当を支給することができる。</u></p> <p><u>34 前項の規定により退職手当を支給する場合における第5条第2項の規定の適用については、第5条の3の規定にかかわらず、第5条第2項中「退職日給料月額」とあるのは、「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(第6条の3において「早期退職年数」という。)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」とする。</u></p> <p><u>35 前2項の規定の適用を受ける者に対する第6条の3の規定の適用については、同条中「第3条から第5条まで」とあるのは「附則第34項の規定により読み替えて適用する第5条第2項」と、「退職日給料月額」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に早期退職年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」と、「これらの」とあるのは「附則第34項の規定により読み替えて適用する第5条第2項の」と読み替えるものとする。</u></p>

3 6 附則第 3 3 項の規定の適用を受ける者に対する附則第 2 2 項及び第 2 4 項の規定の適用については、附則第 2 2 項中「第 3 条から第 5 条の 3 まで」とあるのは「附則第 3 4 項の規定により読み替えて適用する第 5 条第 2 項」と、附則第 2 4 項中「第 5 条」とあるのは「附則第 3 3 項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。